

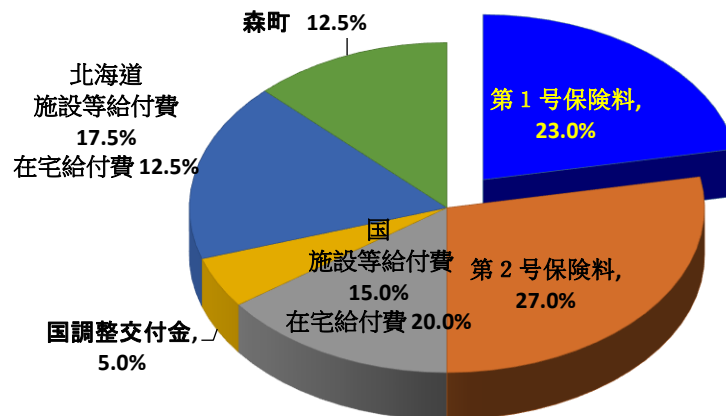
『第8期介護保険事業計画』にかかる保険料について

①はじめに・・・

- (1) 介護保険制度や高齢者に関する保健福祉事業の円滑な実施のため、3年ごとに課題を明らかにし、目標を定め、計画を策定することとなっています。
- (2) 平成30～令和2年度までは「第7期」の計画に基づき運営していましたが、見直しを行い、令和3～5年度までの「第8期介護保険事業計画」を策定しました。
- (3) 「第8期介護保険事業計画」において、3年間の事業費見込みを元に、保険料の必要額を求め保険料基準額を算出しています。

②介護保険給付の財源構成

- (1) 基本的には、保険料50%と公費（税金：国・道・町）50%で構成されます。
- (2) 第1号保険料（65歳以上）と第2号保険料（40歳～64歳）の割合は、全国平均で見た1人当たりの保険料額が同一水準となるように、全国での人数比率で決める仕組みであり、第8期期間中は第1号保険料23%、第2号保険料27%と定められます。



③保険料収納必要額の見込み

- (1) 介護保険事業に必要な事業費をもとに、第1号被保険者の負担割合や国からの交付金などを考慮して、保険料の収納必要額を算出した結果は以下のとおりです。

	第8期（R3～R5）推計
①標準給付費見込額	5,714,641
②地域支援事業費見込額	248,461
③事業費合計（①＋②）	5,963,102
④第1号被保険者負担割合	23%
⑤第1号被保険者負担相当額（③×④）	1,371,513
⑥調整交付金相当額	293,194
⑦調整交付金見込額	365,889
⑧準備基金取崩額	25,400
⑨保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	13,200
⑩保険料収納必要額（⑤＋⑥－⑦－⑧－⑨）	1,260,218

（単位：千円）

④保険料基準額の算定

(1)「保険料収納必要額」と「予定保険料収納率」及び「第1号被保険者数見込」から算出した介護保険料基準額（月額）は6,920円、年額は83,000円となります。

	第8期（R3～R5）
①保険料必要収納額	1,260,218 千円
②予定保険料収納率	98.0 %
③第1号被保険者数見込	15,485 人
④保険料基準額（月額）（①÷②÷③÷12）	6,920 円
⑤保険料基準額（年額）（①÷②÷③） （百円未満切捨）	83,000 円

⑤被保険者ごとの介護保険料

(1)被保険者ごとの介護保険料は、ご本人の「収入・所得」と「世帯の町民税課税状況」によって区分される「段階」に応じて算出します。

詳細は別紙「介護保険料のしくみ」をご参照ください。

⑥介護保険料の計算例

(例1)・前年の課税年金収入※1	： 90 万円	}	保険料段階：第2段階 保険料年額：41,500 円
・前年の合計所得金額※2	： 0円		
・本人の住民税課税状況	： 非課税		
・世帯の住民税課税状況	： 非課税		
(例2)・前年の課税年金収入※1	： 60 万円	}	保険料段階：第4段階 保険料年額：70,300 円
・前年の合計所得金額※2	： 0円		
・本人の住民税課税状況	： 非課税		
・世帯の住民税課税状況	： 課税		
(例3)・前年の課税年金収入※1	： 170 万円	}	保険料段階：第6段階 保険料年額：99,600 円
・前年の合計所得金額※2	： 50 万円		
・本人の住民税課税状況	： 課税		
・世帯の住民税課税状況	： 課税		

※1 課税年金収入…老齢基礎年金・国民年金・厚生年金・共済年金・年金恩給などの年間受給額。遺族、障害、老齢福祉年金は非課税年金のため含まれません。

※2 合計所得金額…収入額から、収入種類に応じた一定額を控除した後の金額。
地方税法で定められています。